

台湾で高病原性鳥インフルエンザの発生が続いています(H5亜型)

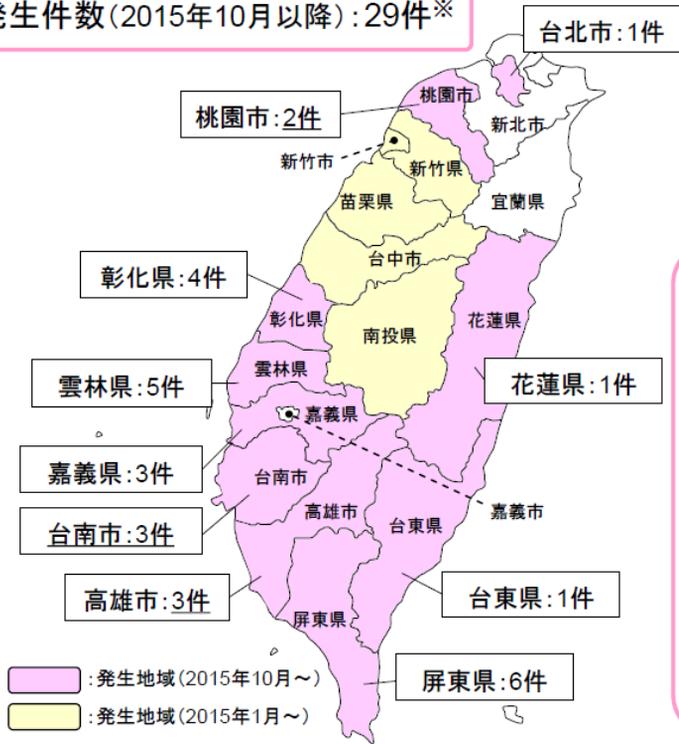
アジア周辺諸国において、ベトナム、中国、台湾等で依然として高病原性鳥インフルエンザが発生しています。

家きん飼養農場を含む畜産関係者の皆様方におかれましても、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期の発見・通報のための監視の強化に万全を期していただくようお願いいたします。

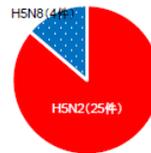
防疫対策の再徹底をお願いします(裏面)

台湾の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況

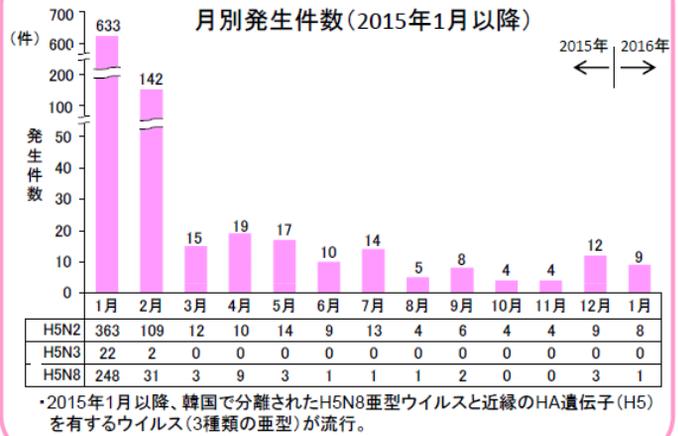
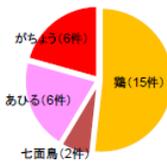
発生件数(2015年10月以降): 29件※



血清亜型別



家きん種別



※ OIEに報告された発生件数。なお、台湾当局発表の発生件数は、N亜型が未確定のウイルスによる発生等も含まれているため、本件数と一致しない。
このほか、台湾当局発表情報(2015年12月28日時点)では、新北市において発生が確認されている。

出典: OIE、台湾行政院農業委員会動植物防疫検疫局

2016年2月2日現在

※また、平成28年度分「定期報告書」の提出をお願いします!

※過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、異状を発見した場合には、すぐに家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎 電話 0577-33-1111)まで連絡してください。

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
(2) 空になった家さん舎やケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 過密な状態で家さんを飼養していない。	<input type="checkbox"/>
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家保へ通報することとしている。また、その際には家さんはもとより畜産物や排泄物の移動は行わないこととしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 毎日、健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
(4) 家さんを導入するときは、健康な家さんを導入している。また、一定期間、導入家さんと他の家さんを接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(5) 家さんを出荷するときは、健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却の準備	レ欄
埋却のための土地の確保（成鶏100羽当たり概ね0.7㎡）、焼却又は化製のための準備をしている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルートへの早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入った者、家さんの導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模飼養者に関する追加措置	レ欄
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状を確認した場合の家保への通報ルールを定め、従業員に周知している。	<input type="checkbox"/>

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家さんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	レ欄
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止	レ欄
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域及び家さん舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。	<input type="checkbox"/>
(4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家さん舎ごとの専用の靴を設置し、これらを使用している。	<input type="checkbox"/>
(5) 同日に畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	<input type="checkbox"/>
(6) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家さん、その死体又は当該家さんから生産される卵に直接接触する物品を衛生管理区域内に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(7) 過去2か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の感染防止	レ欄
(1) 給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 飲用に適した水を給与している。また、野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を使用する場合には、消毒している。	<input type="checkbox"/>
(3) 野生動物の家さん舎への侵入を防止できる防鳥ネット等を設置するとともに、定期的に破損状況を確認し、遅滞なく破損箇所を修繕している。	<input type="checkbox"/>
(4) 家さん舎の屋根や壁面に破損箇所がある場合には、遅滞なく修繕するとともに、ねずみやハエ等の害虫の駆除をしている。	<input type="checkbox"/>